

令和 2 年 No.21

○国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程の一部を改正する規程

改正理由

受託事業の受入手続きを簡素化し，受入れを円滑に行うため，所要の改正を行うものである。

承認経過

令和 2 年 3 月 18 日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和 2 年 3 月 19 日

国立大学法人東京学芸大学長
出 口 利 定

令和 2 年規程第 13 号

国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程（平成 23 年規程第 3 号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学受託事業取扱規程の一部改正について

改正理由：受託事業の受入手続きを簡素化し，受入を円滑に行うため，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (受託事業の申請) 第5条 受託事業を受け入れようとする者（以下「事業責任者」という。）は，別に定める受託事業申請書（以下「申請書」という。）を所属する部局の長（以下「所属部局の長」という。）を経て，学長に提出するものとする。<u>ただし，公募型の受託事業にあつては，当該事業の応募書類の写しの提出をもって申請書に代えることができる。</u> （受入れの決定） 第6条 学長は，前条の申請を受理したときは，<u>所属部局の長と協議の上</u>，受入を決定する。ただし，<u>公募型の受託事業にあつては，当該事業の採択結果通知をもって受入を決定する。</u> <u>2 学長は，受入を決定したときは，役員会に報告するものとする。</u> (受入決定の通知等) 第7条 学長は，前条の受託事業の受入を決定したときは，契約担当役，委託者及び所属部局の長に対し，別に定める受託事業受入決定通知書により通知する。 〔省略〕 (事務) 第22条 受託事業に関する事務は，<u>関係部課等の協力を得て，学務部教育企画課が処理する。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> この規程は，令和2年4月1日から施行する。	〔省略〕 (受託事業の申請) 第5条 受託事業を受け入れようとする者（以下「事業責任者」という。）は，別に定める受託事業申請書（以下「申請書」という。）を所属する部局の長（以下「所属部局の長」という。）を経て，学長に提出するものとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず，公募型の受託事業にあつては，当該事業の応募書類の写しの提出をもって代えることができる。</u> (受入れの決定) 第6条 学長は，前条第1項の申請を受理したときは，<u>役員会の議を経て</u>，受入を決定する。ただし，<u>前条第2項の受託事業にあつては，当該事業の採択結果通知をもって受け入れを決定し，役員会に報告するものとする。</u> (受入決定の通知等) 第7条 学長は，前条の受託事業の受入を決定したときは，契約担当役，委託者及び所属部局の長に対し，別に定める受託事業受入決定通知書により通知する。 <u>2 学長は，前条の規定により受け入れを決定したときは，経営協議会に報告するものとする。</u> 〔省略〕 (事務) 第22条 受託事業の事務は，<u>各部局に関わるものについては各部局が行い，全学的なものについては学務部教育企画課が行う。</u> 〔省略〕